

東かがわ市告示第**21**号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を廃止するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から3週間東かがわ市事業部建設課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月**8**日

東かがわ市長 上村 一郎

整理番号	路線名	区間	供用廃止の期日
3272	東下1号線	東かがわ市白鳥724-1地先から 東かがわ市白鳥755-1地先まで	令和6年3月 8 日